

相続人同士による遺産分割協議がまとまらない場合、家庭裁判所に「調停」を申し立てる」とか考えがちだが、公平で強制力のある分け方を提示してくれるわけではない。感情的なしつりが残ることも多い。調停の場ではどのように話し合いが進むのだろう。

「最後ほんざり。早く終わらせたいという気持ちだけだった」。東海地方に住む伊藤信二さん（仮名、61）は2歳下の妹と繰り広げた遺産分割調停を振り返る。

約40年前、妹は高卒卒業後にいったん家を出て、その後短い間に進んだ。妹は「お兄さんは大学に行かせてもらったけど、私は親に見放された」と感情的に責め立て、遺産配分で六割めを求めてきた。伊藤さんも「自分から家を飛び出したりに何を言うのか」と応戦。家庭裁判所に調停を申し立てる。

法定相続分での分割を求め伊藤さんに対し、妹は「兄の大字通学費用は特別受益（生前にもらった財産）」と主張。母親に対して、自分を守つてくれなかつた償いとして200万円を要求した。

協議は2カ月に1度、合計5回開かれた。足の悪い母親は回を重ねるごとに家業通りを嫌がるようになった。伊藤さんはたちは早く収束させるために言い分をのんだが「付き合いはなくなつた」と話す。

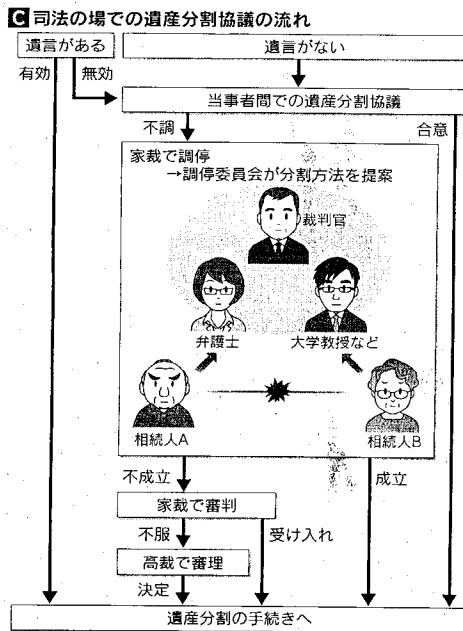
遺産調停 紛にヒビ



B 遺産分割調停の対象となるのは？

<p>対象となる</p> <p>原則対象外だが 相続人全員の合 意があれば対象 となる</p> <p>対象とならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産 ● 現 金 ● 貸借権 ● 株 式 ● 営業権 ● 特許権 ● ゴルフ会員権 
------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)北野弁護士のアドバイスなどをもとに作成



か平等な分野を主張するようになったのが背景だ。相続に詳しい司法書士の船橋幹男氏は「調停の件数は今後も増えるだろう」と予測する。

か費用は收入印紙1200、これも可能だ。
円分と連絡日の郵便切手だけ。相続人なら誰でも申し立てができる。調停の対象にな
る財産を表Bにまとめた。

全員納得が条件、強制力なし

相続人の一人でも納得しないければまともならない。
手書きの面では簡単な調査も解も多い。
「調査してくれないんですね」と尋ねると、
「特定非営利活動法人（NPO）」と答えた。
NPO法人（相続・遺言相談
シナジー）は、専業で遺言相談を行っている団体だ。

立ったのが災しい、弁護士を立てた調停にもつれ込んだ。元広島県教務長で弁護士の北野後光氏によると、不動産やまとまつた金銭の贈与住宅購入資金の提供などは例外なく特別受益と見なされないと。半面寄与分は「労務・療養・看護など」が「なくなった人の財産の維持・増加に結びつく」ということが条件。通常期待される程度の貢献では認められない」(北野氏)。親の面倒を見たぐらいでは当然ないことがほとんど。大川さんの事例では姉夫婦が主張を引つ込めるを得なかつた。

いふは泥沼にはまる(図C)。調停は法定分割分にとらわれず柔軟に話し合えるのであるが、「調停までもつれる原因はほくなれる人の準備不足」(大江氏)、「これじれった家族は仲直りする」とか難い場合が多い(船橋氏)。

専門家は指摘する。避けるには生前にしっかりした遺言を用意し、財産を分けやすい形にしておくべきだろ。(下前後輔)

相続税無申告 1213億円

国税庁 932件、10年間で最悪

今年6月までの1年間に実施した相続税の税務調査で、遺産を全く申告しない無申告事案が93

件、計1213億円見つかり、件数と金額いず

れも過去10年で最も多かったことが13日、国税庁のまとめで分かった。同

無申告事案の課税対象の遺産の平均額は860

9万円。同庁は加算税を含めて計85億円を追徴課税した。元会社経営者の遺族が多額の現金を物置

感を著しく損なう行為として積極的に調査していく方針。

無申告事案の課税対象の遺産の平均額は860

9万円。同庁は加算税を含めて計85億円を追徴課税した。元会社経営者の遺族が多額の現金を物置

感を著しく損なう行為として積極的に調査していく方針。

無申告事案の課税対象の遺産の平均額は860

9万円。同庁は加算税を含めて計85億円を追徴課税した。元会社経営者の遺族が多額の現金を物置

感を著しく損なう行為として積極的に調査していく方針。

無申告は税の公平に隠すなどして1億45

12
11
14
日
経

Q 残の土地を買いたいのですが相続登記が代々なされていないようです。買うことはできますか。

A 相続登記とは死亡した人（被相続人）が所有していた不動産の登記を相続した人（相続人）の名義に直すことです。相続登記が代々なされていない相続登記未了のケースでは何代か前の所有者（死亡）の名義がそのまま残っています。実質的所有権は法定相続人に移っているはずですが、登記がなされていないため誰が所有者かわかりません。したがって現状では売り主が特定できない状態ですから、安心して売買契約

相続登記未了の土地 売買には所有者確定必要

を締結することはできません。

登記の実務でも相続登記未了で死亡者名義のままの土地を売買し、買い主に所有権の移転登記をすることはできません。

そのような土地を購入するには、まず売り主側に速やかに相続登記をしてもらい、現在の所有者を確定することが必要です。

ただ売り主の相続登記には時間がかかる恐れがあります。相続登記には、遺言書などがない限り、法定相続人全員で遺産分割協議を行い、全

員の印鑑証明書付きの遺産分割協議書を法務局（登記所）に提出する必要があります。しかし相続登記未了で何代か前の所有者名義で放置されている場合は、法定相続人が多数になる可能性があります。名義人が3代くらい前の人なら、法定相続人が20人以上になることも珍しくありません。

一般的に相続権は親から子、子から孫へと世代を重ねるごとに範囲が拡大し、子がない場合は兄弟姉妹にも権利範囲が広がるため、さらに法

相続登記未了の土地を購入するには

売り主が現在の所有者を確定（遺産分割協議などで）

↓

相続登記（現在の所有者に名義変更）

↓

売買による所有権移転とその登記

定相続人が多数になり、遺産分割協議ができないことも少なくありません。このような状態の場合、その不動産の購入は再考したほうがよいでしょう。（司法書士 船橋幹男）

法
ほ
う
そ
う
で
す
か

112
11
27
日
経
タ